

議案第51号

大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の一部改正について

大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年6月3日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、消費税法及び地方税法の一部改正が令和元年10月1日に施行され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の一部を改正する条例

大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例（昭和60年大口町条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,020円」を「1,040円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「510円」を「520円」に、「770円」を「780円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

大口町立学校体育施設スポーツ開放に関する条例の一部改正新旧対照表

新					旧						
別表第2（第6条関係） 大口町立学校体育施設スポーツ開放使用料 及び使用時間					別表第2（第6条関係） 大口町立学校体育施設スポーツ開放使用料 及び使用時間						
学校名	区分	1単位 当たり の 使用 料	屋内運動場		屋外運 動場	学校名	区分	1単位 当たり の 使用 料	屋内運動場		屋外運 動場
			昼間	夜間					昼間	夜間	
大口中学校	全面	40円	1,0	1,5	無料	大口中学校	全面	20円	1,0	1,5	無料
			40円	70円					40円		
	片面	520円	780円			片面	510円	770円			
大口北小学校	全面	40円	1,0	1,5	無料	大口北小学校	全面	20円	1,0	1,5	無料
			40円	70円					40円		
	片面	520円	780円			片面	510円	770円			
大口南小学校	全面	40円	1,0	1,5	無料	大口南小学校	全面	20円	1,0	1,5	無料
			40円	70円					40円		
	片面	520円	780円			片面	510円	770円			
大口西小学校	全面	40円	1,0	1,5	無料	大口西小学校	全面	20円	1,0	1,5	無料
			40円	70円					40円		
	片面	520円	780円			片面	510円	770円			
単位	区分	屋内運動場		屋外運動場		単位	区分	屋内運動場		屋外運動場	
1				6:00~8:00		1				6:00~8:00	
2		8:00~10:00		8:00~10:00		2		8:00~10:00		8:00~10:00	
3		10:00~12:00		10:00~12:00		3		10:00~12:00		10:00~12:00	
4		13:00~15:00		13:00~15:00		4		13:00~15:00		13:00~15:00	
5		15:00~17:00		15:00~17:00		5		15:00~17:00		15:00~17:00	
6				17:00~19:00		6				17:00~19:00	
7		19:00~21:00				7		19:00~21:00			

## 改正要旨

### 1 改正の目的

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに対応するため、大口町立学校体育施設の使用料について改正をするものです。

### 2 改正の概要

大口町立学校体育施設の使用料について、平成26年4月に消費税率が5%から8%になったとき、それまでの使用料額を100分の105で除して得た額(1円未満の端数金額は切り捨てました。)を使用料算定の基準額として、その額に100分の108を乗じ、10円未満を切り捨てることで使用料を定めました。

今回の改正においては、その基準額に100分の110を乗じて得た額を使用料として定めます。ただし、10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額とします。

### 3 施行期日

令和元年10月1日から施行します。